

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により,特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので,同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年8月28日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人アジアの希望300

### (2) 代表者の氏名

姜 讚馨

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区福稲柿本町27-1-2F

### (4) 定款に記載された目的

この法人は,日本にいる留学生のために進学,生活面に関してサポートをし,また,国内外の人々に対して,国際協力活動,教育,文化,芸術振興に関する事業を行うことを目的として,日本社会に役に立つ留学生人材養成に寄与し,日本と中国の平和に貢献する。

## 2 申請年月日

平成25年8月9日

(文化市民局地域自治推進室)